

注 平成23年7月の改正から改正経緯を付した。

改正	平成23年7月22日23世障施第626号	平成24年6月29日24世障施第516号
	平成25年3月13日24世障施第2303号	平成25年7月31日25世障施第730号
	平成26年9月30日26世障施第1288号	平成27年7月31日27世障施第728号
	平成28年3月31日27世障施第2161号	

（趣旨）

第1条 この要綱は、世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（用具の種目及び給付の対象者）

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる世田谷区内に居住する小児慢性特定疾病児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

（給付の申請）

第4条 区長は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請させるものとする。

2 区長は、申請書を受理後、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（第2号様式）の作成を行う。

（給付の決定等）

第5条 区長は、前条の申請書の内容を審査の上、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を当該申請者に、日常生活用具給付委託通知書（第5号様式）を用具を納入する当該委託業者にそれぞれ交付し、給付を行わないことを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（第6号様式）を当該申請者に交付するものとする。

2 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付について（第7号様式）を整備しておかなければならない。

3 区長は、用具の給付を行うことを決定したときは、給付申請者に対して本制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するとともに、給付後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期さねばならない。

4 用具の給付は、一世帯当たり同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認める場合にはこの限りではない。

（用具の給付）

第6条 用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的

条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条 児童の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者(兄弟姉妹にあっては、18歳未満の未就業者を除く。))及び同条第2項の規定に基づき家庭裁判所が審判により特別の事情があるとして扶養の義務を負わせた3親等内の親族をいう。ただし、当該児童と世帯を一にしない者にあっては、現に当該児童を扶養している者に限る。以下同じ。)は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額は、別表2により算定した額(用具の給付に要する費用が別表1の基準額を超える場合においては、別表2により算定した額及び用具の給付に要する費用から別表1の基準額を減じた額)とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

4 区長は、用具を給付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額(別表1の基準額を限度とする。)から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額(用具の給付に要する費用が別表1の基準額を超える場合においては、用具の給付に要する費用から別表1の基準額を減じた額を除く。)を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 区長は、用具の給付を受けた者に、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させないものとする。

2 前項に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(記録管理)

第9条 区長は、日常生活用具決定通知書を送付した者について、その者の氏名及び住所、交付年月日、用具の種目、委託業者及び費用等用具の交付に当たっての必要な事項を、電子計算組織等を利用して記録管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年8月14日21世障施第855号)

この要綱は決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年7月22日23世障施第626号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日24世障施第516号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日24世障施第2303号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月31日25世障施第730号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日26世障施第1288号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日27世障施第728号)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日27世障施第2161号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,810円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練の出来る器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移譲動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360円	8年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200円	5年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護出来るもの	13,130円	3年
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円	3年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こ	紫外線をカットできるもの	40,820円	

	すことがある者			
ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100円	5年
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460円	
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450円	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360円	

別表2（第7条関係）

徴収基準額表

（単位：円）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	加算基準月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110	
C	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ C 1階層 （所得割の額がない世帯）	2,250	230	
	所得割の額がある世帯 C 2階層	2,900	290	
D	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その	所得税の年額 2,400円以下 D 1階層	3,450	350
		2,401円以上4,800円以下 D 2階層	3,800	380
		4,801円以上8,400円以下 D 3階層	4,250	430
		8,401円以上12,000円以下 D 4階層	4,700	470
		12,001円以上16,200円以下 D 5階層	5,500	550
		16,201円以上21,000円以下 D 6階層	6,250	630
		21,001円以上46,200円以下 D 7階層	8,100	810
		46,201円以上60,000円以下 D 8階層	9,350	940
		60,001円以上78,000円以下 D 9階層	11,550	1,160
		78,001円以上100,500円以下 D 10階層	13,750	1,380
		100,501円以上109,000円以下 D 11階層	17,850	1,790
		109,001円以上299,500円以下 D 12階層	22,000	2,200
		299,501円以上831,900円以下 D 13階層	26,150	2,620

所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	831,901円以上1,467,000円以下	D 14階層	40,350	4,040
	1,467,001円以上1,632,000円以下	D 15階層	42,500	4,250
	1,632,001円以上2,302,900円以下	D 16階層	51,450	5,150
	2,302,901円以上3,117,000円以下	D 17階層	61,250	6,130
	3,117,001円以上4,173,000円以下	D 18階層	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D 19階層	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税、特別区民税又は市町村民税（以下「区市町村民税」という。）が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税額等の多寡、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎

ア 前号の「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（雇児発0715第1号平成23年7月15日。以下「国通知」という。）」により別添の旧税額計算シートによって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所

得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）及び地方税法の規定及び国通知別添の旧税額計算シートにより賦課される区市町村民税の額（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。

イ 前年分の所得税の額又は当該年度の区市町村民税の額が判明しない場合においては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税の額又は前年度の区市町村民税の額によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表2の徴収基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができるものとする。